

第 3 期 紫 波 町 耐 震 改 修 促 進 計 画

令和 3 年 4 月

紫 波 町

目 次

第1章 計画策定の目的	1
1 計画策定の趣旨と経緯	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 想定される地震の規模、被害状況	3
2 耐震化の現状	4
3 耐震化の目標	6
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
1 建築物の耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	7
2 町が取り組む具体的施策の方向	8
第4章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	13
■資料	
・用語	14
・多数の者が利用する建築物	15
・地域防災に関する地図	17

紫波町耐震改修促進計画

第1章 計画策定の目的

1 計画策定の趣旨と経緯

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

この地震被害を受けて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号：以下「耐震改修促進法」という。))が制定されましたが、その後も大地震が続発していること、法律の実効性を高めることなどから、平成17年に同法の一部が改正され、都道府県が「都道府県耐震改修促進計画」を策定することと規定されたことを受け、平成19年1月に岩手県において「岩手県耐震改修促進計画」が策定されました。

市町村における耐震改修促進計画策定については、平成17年の耐震改修促進法改正により努力義務とされたところですが、その後に策定された「岩手県耐震改修促進計画」において市町村における計画策定の取組を指導、支援することと明記されたことから、本町において、平成18年度から平成27年度までを計画期間とした「紫波町耐震改修促進計画」、平成28年度から令和2年度までを計画期間とした「第2期紫波町耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震診断や耐震改修の計画的な促進に取り組んできたところです。

- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波)は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波だったため、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。津波による被害がなかった内陸市町村においても建築物に多大な被害が生じた。
- 平成28年4月の熊本地震においては、旧耐震基準による建築物に加え、接合部等の規定が明確化された平成12年6月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅にも倒壊等の被害事例が見られました。また、塀に被害が発生した平成30年6月の大阪府北部地震や平成30年9月の北海道胆振東部地震など、全国各地で地震が発生しています。
- 建築物の耐震診断や耐震改修の促進に引き続き取り組むべきこととし、「第3期岩手県耐震改修促進計画」が策定されました。本町でも計画的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進への取組を継続するため、「第3期紫波町耐震改修促進計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- この計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、「岩手県耐震改修促進計画」を勘案して策定しており、本町の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。
- この計画は、喫緊の課題である「建物の耐震化」の対策を主眼としていますが、本町の地震防災対策の基本は「紫波町地域防災計画」に記載されていることから、この計画の内容についても「紫波町地域防災計画」に反映させていくこととします。

3 計画の期間

岩手県耐震改修促進計画と整合を図ることから、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害状況

- 平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波)では、県内の最大震度は6弱を記録し、津波による被害がなかった内陸部で 1,846 棟の家屋が全半壊の被害を受けています。
- 岩手県では沿岸を中心として 13 市町村が、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策推進地域に指定されています。岩手県の地震被害想定調査等では、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震が発生した場合、震度5弱から震度6弱の強い揺れを想定しています。
- また、岩手県地域防災計画では、建物の全壊棟数は最大で 5,313 棟(北上低地西縁断層群北部地震 マグニチュード 7.4 想定)と想定されています。

2 耐震化の現状

(1)住宅

- 平成 30 年時点で、住宅総数約 9,490 棟のうち約 6,690 棟が耐震性有りと推計されています。

用 途 等	平成 30 年度(現状)				
	総数 (棟) A	旧耐震基 準による 建築物 (棟) B			耐震化率 E
			耐震性有 り・耐震改 修済 (棟) C	新耐震基準 による 建築物 (棟) D	
住宅	9,490	2,840	40	6,650	70.5%

※耐震化率 $E = (C+D) / A$

出典「平成 30 年住宅・土地統計調査(総務省統計局)」

(2) 町有施設の耐震化状況

○ 令和2年度末現在、町有施設の耐震化の状況は下表のとおりとなっています。

用 途 等	総数 F	旧耐震 基準に よる 建築物 総数 G				新耐震基 準による 建築物 K	耐震化率 L	備考
			耐震 診断済 H	耐震性 あり I	耐震 改修済 J			
公営住宅	5	0	0	0	0	5	100.0%	
小学校・中学校	13	7	7	1	6	6	100.0%	屋内運動場含む
庁舎	1	0	0	0	0	1	100.0%	
体育館	2	1	1	0	1	1	100.0%	
計	21	8	8	1	7	13	100.0%	

※耐震化率 $L = (I+J+K) / F$

対象施設	対象規模
公営住宅	階数3以上かつ1,000 m ² 以上
小学校、中学校	階数2以上かつ1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積含む)
庁舎	階数3以上かつ1,000 m ² 以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000 m ² 以上

※耐震改修促進法第14条、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条関係

3 耐震化の目標

(1)住宅

- 住宅の耐震化率を令和7年度までに85%とすることを目標とします。

用 途 等	令和 7 年度(目標)				
	総数 (棟) A			新耐震基準 による 建築物 (棟) D	耐震化率 E
		旧耐震基 準による 建築物 (棟) B	耐震性有 り・耐震改 修済 (棟) C		
住宅	10, 050	2, 630	1, 123	7, 420	85. 0%

(2)町有施設の耐震化の目標

- 町有施設については建替や用途廃止が予定されている施設を除き、耐震化率100%を達成しており、引き続き適切な維持管理を行います。

用 途 等	総数 F	旧耐震 基準による 建築物総数 G				新耐震 基準に よる 建築物 K	耐震化率 L	備考
			耐震 診断済 H	耐震性 あり I	耐震 改修済 J			
公営住宅	5	0	0	0	0	5	100.0%	
小学校・中学校・小中一貫校	6	4	4	1	3	2	100.0%	屋内運動場を含む
庁舎	1	0	0	0	0	1	100.0%	
体育館	2	1	1	0	1	1	100.0%	
計	14	5	5	1	4	9	100.0%	

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

役割分担の考え方

①住宅・建築物の所有者の役割

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が自己所有建築物の耐震化に取り組む必要があります。

②県の役割(岩手県耐震改修促進計画による)

- ・市町村が行う耐震診断・耐震改修の促進への取組が円滑に進むよう支援します。
- ・耐震診断や耐震改修には、一定の技術的な知識等が必要であり、また、耐震診断・耐震改修を行う業者は、1市町村にとどまらず営業活動を行っていることを踏まえ、住民や市町村に対する耐震診断・耐震改修の情報提供や業者の育成などを行います。
- ・県有施設の多くが防災対策上重要な位置付けにあること、県の耐震化への積極的な取組が普及啓発の観点からも重要であることから、率先して県有施設の耐震診断・耐震改修に取り組みます。
- ・県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物について、設置主体に対して耐震診断・耐震改修を実施するよう啓発等を行います。

③町の役割

- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。また、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を検討し、住宅所有者への耐震化を促します。
- ・耐震診断・耐震改修の事業主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や所有者等の負担軽減に取り組みます。
- ・町有施設の多くが防災対策上重要な位置付けにあること、町有施設の耐震化への積極的な取組が普及啓発の観点からも重要であることから、率先して町有施設の耐震診断・耐震改修に取り組みます。

④建築関係団体の役割

建築の専門的知識を有し、住宅・建築物の所有者等に直に接する機会が多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 町が取り組む具体的施策の方向

取組方針に基づき、次のような施策に取り組めます。

(1) 町の施設の耐震診断・耐震改修について

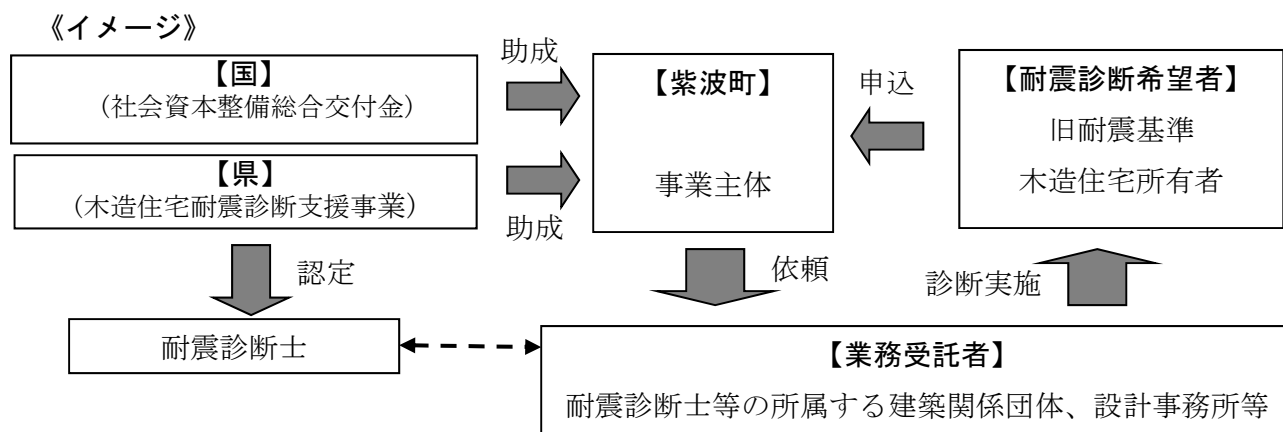
町有施設のうち、地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替予定の有無等を勘案しながら、計画的な耐震診断や耐震改修を進めます。

(2) 一般住宅に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・本町では、平成 18 年度に創設した「木造住宅耐震診断士派遣事業」により、町民にとって最も身近で生活の基本となる木造住宅に対する耐震診断を促進します。
- ・木造住宅については、耐震診断の実績を踏まえながら、耐震改修を行いやすい環境の整備に努めます。

① 紫波町木造住宅耐震診断支援事業

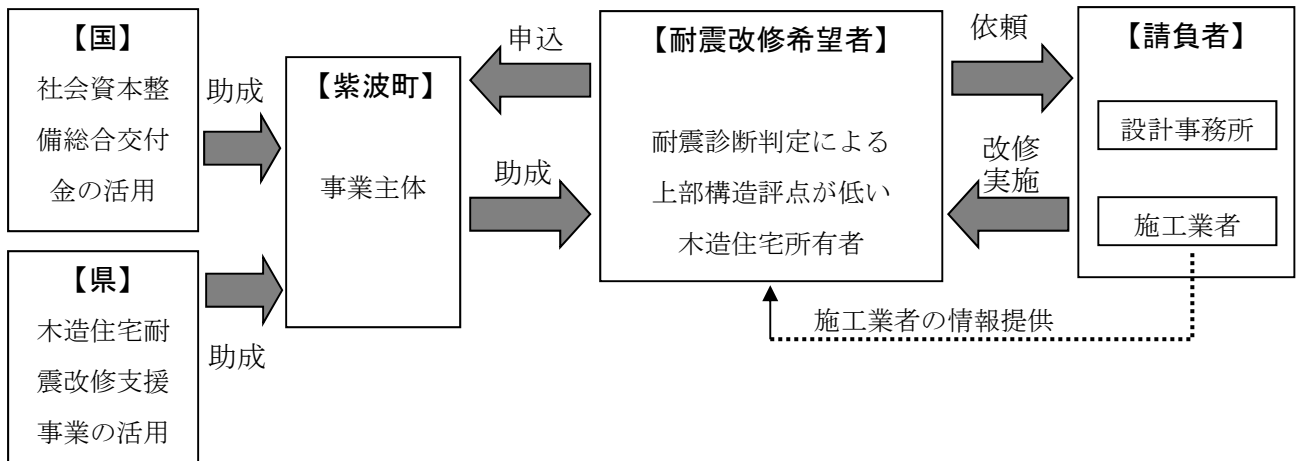
旧耐震基準による木造住宅を対象に、耐震診断士を派遣し耐震診断を行う場合に要する経費の一部について助成を行います。



②木造住宅の耐震改修への支援

取組の支援については、耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象とした耐震補強設計や耐震改修工事への助成などは耐震診断結果等を踏まえ、国、岩手県の協力を得ながら耐震改修工事に係る助成制度を制定し、耐震化の促進を図ります。

《イメージ》



(3) 安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

① 木造住宅耐震診断士制度の活用及び技術支援

岩手県で認定している岩手県耐震診断士など、耐震診断技術者の周知に努め、活用を図るとともに岩手県などが開催する耐震診断士養成講習会等の実施に関して協力及び支援を行います。

② 耐震診断・耐震改修方法や耐震診断・耐震改修事業者の情報提供

・岩手県、盛岡広域振興局、一般財団法人岩手県建築住宅センター等の公的機関や建築関係団体と協力し、耐震診断や耐震改修の情報提供を行います。

◇住民が自ら簡易に行える「自己診断方法」の紹介

◇岩手県耐震診断士、耐震改修事業者等の専門登録情報の提供

◇耐震診断・耐震改修の実施状況のデータ公開

(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

① 耐震対策推進に向けた組織への参加

岩手県、市町村、建築関係団体からなる耐震対策推進のための組織に参加し、協力して普及・啓発を行います。

② 住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

・耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレットを作成し、全戸配布を行うなど、住民、所有者及び利用者に効果的に配布します。

また、広報やホームページにより耐震診断・耐震改修のPRを行います。

・地域の自治会組織を活用した普及啓発事業を実施します。

・専門家を活用して、耐震診断や耐震改修の意識付けを行います。

・住民自らが地域の危険要素を自覚できるよう、地震による危険性の程度等を国や岩手県の調査を基にして記載した地図(地震防災マップ等)を作成し、住民への周知に努めます。ただしマップについては、実情に応じて見直し、精度をあげていくものとします。

・民間建築物の指導は、防災週間と一緒にを行うことが多いことから、防災週間の査察等の際は、岩手県や建築関係団体と協力し普及・啓発活動を行います。

③ 住民に向けた耐震診断・耐震改修のメリットの周知

・耐震改修を行った場合の税制特例等について住民に周知します。

・リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住宅に情報提供を行います。

④地域全体の耐震化に向けた意識啓発

地域全体の耐震性を向上させるため、住民主体の「防災まちづくり」の機運の醸成を図ります。

(5)地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

①震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に倒壊しないだけでなく、非常時においても使用できることが求められることから、電気・ガス・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

②地震時における緊急輸送道路の確保

災害時における円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、岩手県及び本町の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路や避難道路に面する、災害時に倒壊のおそれがあり、一定の高さを超える既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震化を進めます。

③ブロック塀の安全対策

地震によってブロック塀が崩壊すると死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難、救助・消火活動への支障の可能性があることから、岩手県と協力して危険箇所の把握をするとともに、安全対策を進めます。

④窓ガラス・天井・外壁、屋根葺き材等の落下物による安全対策

地震等により窓ガラス・天井・外壁、屋根葺き材等が落下すると、避難、救助・消火活動への支障の可能性があることから、岩手県と協力して危険箇所の把握をするともに、安全対策を進めます。

⑤地震時のエレベーター等の安全対策の推進

地震によりエレベーターが停止し、閉じ込められた利用者の救出や復旧に時間を要する事案が発生しています。

また、エスカレーターや配管等設備の落下、通常使用時におけるエレベーター事故、給湯設備の転倒等も発生していることから、これらについての安全対策を促進します。

⑥新耐震基準の木造住宅の耐震化等の普及活動

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においては、旧耐震基準の建築物に加え、建築基準法の構造規定に接合部の仕様が明確化された平成 12 年 6 月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅についても、倒壊等の被害が見られました。この被害を受けて国が作成した、所有者やリフォーム業者など耐震診断の専門家でなくとも活用できる「新耐震木造住宅検証法」について、所有者や設計者等に周知を行うなど、耐震化の普及啓発に取り組みます。

(6) 特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等への協力

①耐震改修促進法等による指導等の実施への協力

特定建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める必要があります。本町では、岩手県が特定建築物の所有者に対して指導及び助言を行う際の協力を行うものとします。

②建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力

本町では、公表を行ったにも関わらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条の規定により、岩手県が当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置を取るなどについて、勧告・命令を実施する際に協力を行うものとします。

第4章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

○「岩手県耐震改修促進協議会」への参加

岩手県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する岩手県耐震改修促進協議会へ参加し、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図ります。

＜岩手県耐震改修促進協議会＞

◇協議会の構成

- ・ 岩手県
- ・ 市町村
- ・ 一般財団法人岩手県建築住宅センター
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構
- ・ 建築、不動産関係団体

◇活動

- ・ 耐震診断促進月間(仮称)の設定
例) 防災月間の取組等との連携
- ・ 協議会としての普及・啓発活動
例) 住民や建築物所有者に対する普及啓発
耐震診断、耐震改修に関する技術向上・技術者の育成
住民に対する耐震診断の動機付けの取組
耐震診断、耐震改修に関する相談対応
- ・ 耐震診断促進のための即地的活動
例) 戸別訪問の実施

【資料】

■用語

紫波町耐震改修促進計画 における表記	内 容
耐 震 改 修 促 進 法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)
耐 震 診 断	地震に対する安全性を評価すること
耐 震 改 修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
多数の者が利用する 建 築 物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成 7 年政令第 429 号)第 6 条第 2 項に規定する規模以上の建築物 (次ページ参照)
旧 耐 震 基 準	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新 耐 震 基 準	昭和 56 年 6 月 1 日以後に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
既 存 耐 震 不 適 格 物 建 築 物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けている建築物
特 定 既 存 耐 震 不 適 格 建 築 物	多数の者が利用する建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。)

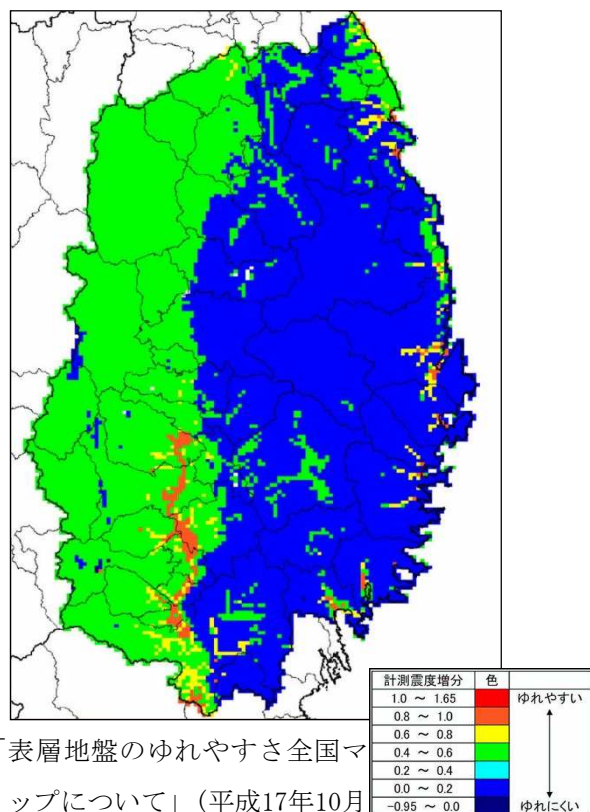
■多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条関係)

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (③一般対応建築物)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (②重点的対応建築物)	要緊急安全確認大規模建築物要件 (①耐震診断義務付け建築物)
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上

保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数 1 以上かつ 500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物 (道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)	左に同じ	—

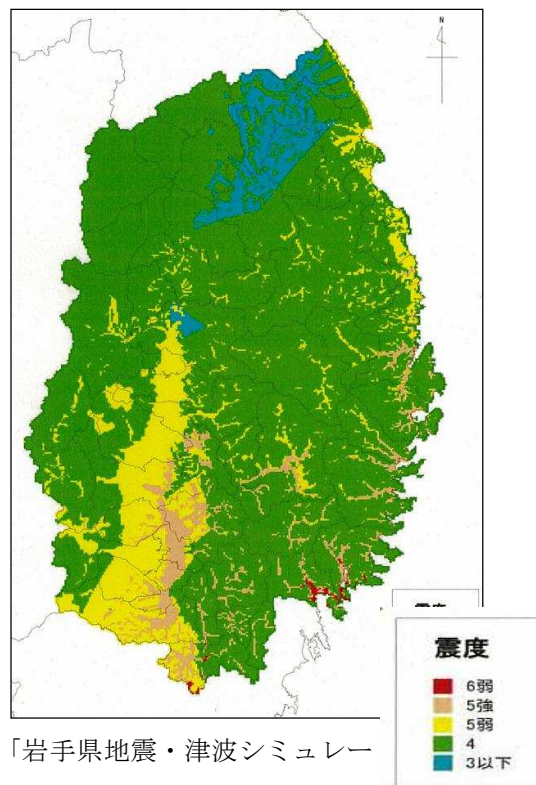
■地域防災に関する地図

表層地盤のゆれやすさマップ



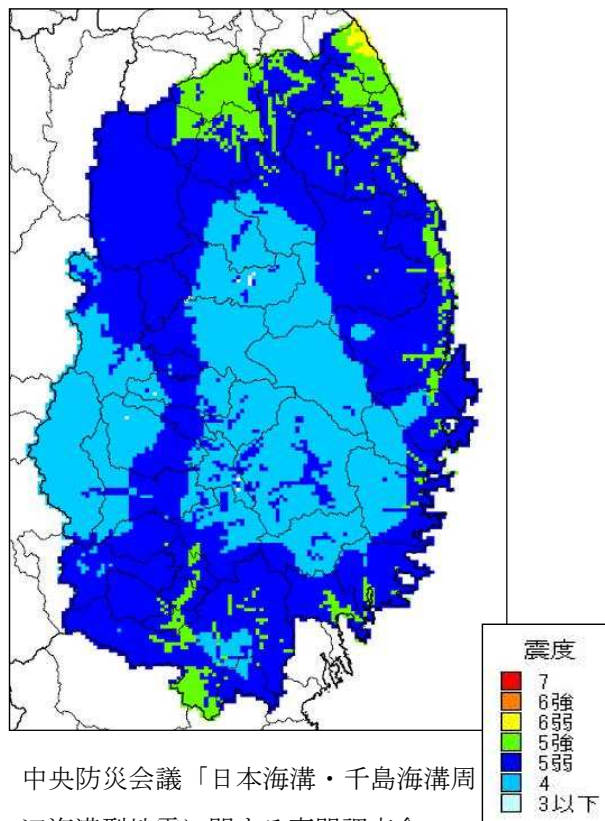
「表層地盤のゆれやすさ全国マップについて」（平成17年10月19日 内閣府(防災担当)）

震度の予測結果図(想定：宮城県沖連動地震)



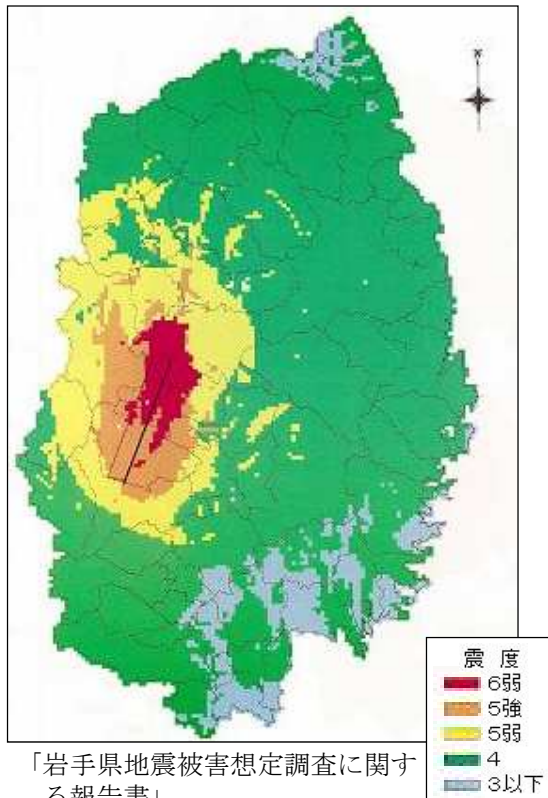
「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査に関する報告書」（平成16年11月 岩手県）

震度の予測結果図(想定：三陸沖北部の地震)



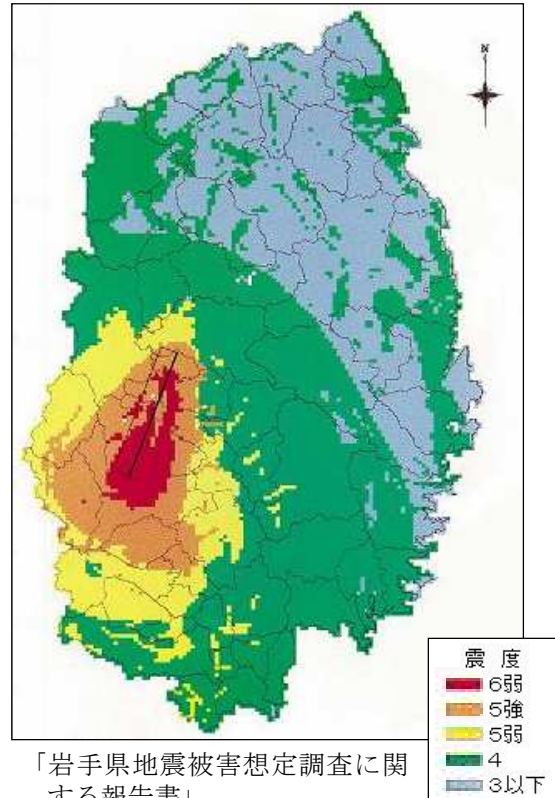
中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」

予測震度分布図(想定:北上低地西縁断層帯
北部地震(南側から破壊))



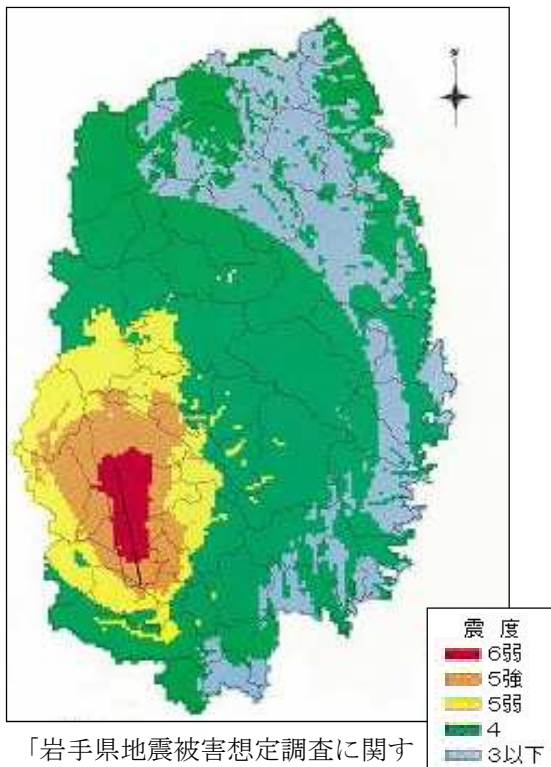
「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
(平成10年3月 岩手県)

予測震度分布図(想定:北上低地西縁断層帯
北部地震(北側から破壊))



「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
(平成10年3月 岩手県)

予測震度分布図(想定:北上低地西縁断層帯
南部地震)



「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
(平成10年3月 岩手県)

